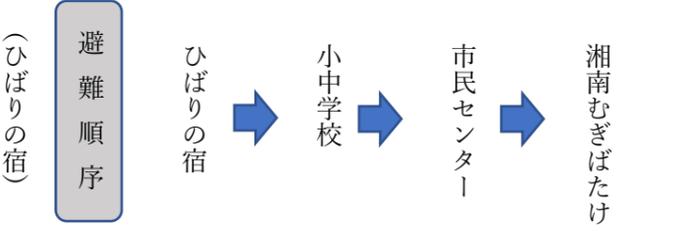


## 災害対応マニュアル

## 1 地震災害対策

| 項目    | 湘南むぎばたけ職員の行動  | ひばりの宿職員の行動   | 湘南むぎばたけ・ひばりの宿利用者の行動または支援   |
|-------|---|--|--|
| 事前準備等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難訓練・消火訓練等を毎年2回実施する</li> <li>② 防災機器・物品等の使用研修を定期的実施する。</li> <li>③ 防災物品の点検・補充を毎年実施する。(リスト化する)</li> <li>④ 緊急連絡網を毎年更進する。(職員・利用者分を分けリスト化)</li> <li>⑤ 緊急時の職員の役割を毎年確認する。(別に定める)</li> <li>⑥ ひばりの宿のバックアップ体制を整える。</li> <li>⑦ 一時避難場所・広域避難所・一次避難所を確認する。</li> <li>⑧ 緊急連絡ファイル・電話・名簿・服薬状況ファイル・薬等を持ち出せるように準備しておく。</li> <li>⑨ ハザードマップで危険箇所等の確認をする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難訓練・消火訓練等を各棟毎年2回実施する</li> <li>② 防災物品の点検・補充を毎年実施する。(リスト化する)</li> <li>③ 緊急連絡網を毎年更進する。(職員・利用者分)</li> <li>④ 緊急時の職員の役割を毎年点検する。</li> <li>⑤ 宿ごとに災害時担当職員を決めておく</li> <li>⑥ 一時避難所・広域避難所・一次避難所を確認する</li> <li>⑦ 小中学校や市民センターへ避難する場合の必要物品をホームごとに持ち出せるよう準備しておく。</li> <li>⑧ ハザードマップで危険箇所の確認をする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設が実施する避難訓練へ参加する。</li> <li>○ ヘルメット等の防災用具を確認する。</li> <li>○ 一時避難場所・広域避難場所一次避難所を確認する</li> <li>○ 個人の持ち出し物品がある場合は常に用意しておく</li> </ul> |
| 災害発生  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難訓練に基づき利用者と職員自らの安全を確保する。(テーブルの下などに避難)</li> <li>② 様子を見て可能な限りヘルメットを着用する。</li> <li>③ 屋外の安全が確認できるまで室内で待機する</li> <li>④ けが人がいる場合は応急処置を行い、その後119番通報を試みる。</li> <li>⑤ 施設利用者を建物等の被害確認後屋外(一時避難場所)へ誘導する。(危険が迫っている場合は速やかに)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難訓練に基づき利用者と職員自らの身の安全を確保する。</li> <li>② 屋外の安全が確認できるまで室内で待機する。</li> <li>③ けが人がいる場合は応急処置を行い、その後119番通報を試みる。</li> <li>④ 入居者を状況に合わせて一時避難場所へ誘導する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の指示に従いヘルメットの着用やテーブルの下等で身の安全を確保する。</li> <li>○ 揺れが落ち着いたら速やかに避難できる体制に入る。</li> <li>○ 一時避難は、上履きのままでよい。</li> </ul>                  |
| 避難    | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建物や屋外の安全確認を行い 安全な場合は建物内の利用者を一時避難場所へ誘導する。(落下物や断線に気を付ける)</li> <li>② 一時避難後建物が危険等で入室できない場合は 最寄りの小中学校(一次避難所)へ避難誘導し避難先で待機する。(善行中学校)</li> <li>③ 一次避難所へ到着した場合は、その旨所長へ報告し待機する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建物の安全確認を行い、安全な場合は建物内から一時避難場所へ入居者を誘導する。(落下物や断線、周辺の火災等にも注意し建物から離れる)</li> <li>② 建物が危険な場合は 最寄りの小中学校(一次避難所)へ避難誘導し避難先で待機する。</li> <li>③ 一次避難所へ到着した場合は その旨所長へ報告し待機する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の指示に従い避難場所へ向かう。</li> <li>○ 建物が安全な場合は周辺の安全が確認できるまで建物で待機する。ただし余震には十分注意する。</li> <li>○ 台風や豪雨の場合は、建物内の窓から離れた場所で待機する。</li> </ul>    |
| 情報収集  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① TV・ラジオ・インターネット・広報無線等により情報を収集する。</li> <li>② 市の防災無線により交信する。(被害状況等)</li> <li>③ 一次避難場所へ避難するか、施設へ戻るか等の意思決定をする。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① TV・ラジオ・インターネット・広報無線等により情報を収集する。</li> <li>② 市の防災無線により交信する。(被害状況等)</li> <li>③ 避難開始かホームへ戻るか等の意思決定をする。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ TV・ラジオ・スマホ等で情報収集を可能な範囲で行う。</li> </ul>   |
| 緊急連絡  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業所は法人本部へ被災状況等を随時報告する。</li> <li>② 利用者家族等へ連絡する。その際家庭等の被害状況を確認する。(電話またはメール)</li> <li>③ 利用者の帰宅の可能性の確認をする。(家庭の被災状況・道路状況・車の安全・運転員等を考慮)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業所は法人本部へ被災状況等を報告する。</li> <li>② 利用者家族や後見人等へ連絡する。その際家庭等の被災状況を確認する。(電話またはメール)</li> <li>③ 必要により入居者の帰宅の可能性を家族に確認する。(家庭の被災状況・道路状況・車の安全・運転員等を考慮)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自身で連絡可能な人は家族等へ連絡する。</li> <li>○ 平日等の活動時間中であれば、入居者の勤務先や通所先の被害状況や安否確認を試みる。</li> </ul>  |

|        |  |  |  |
|--------|--|--|--|
| 避難所の開設 | 藤沢市からの要請にしたがい避難所の開設準備を進める。<br>① 受付準備<br>② 休憩場所（宿泊場所）の準備<br>③ 必要物品の用意<br>④ 職員体制の確保<br>* 詳細は別紙2参照<br>⑤ 避難が長期化する場合は171災害伝言ダイヤルの利用を進める。          | 各ホームが避難場所となる場合は 次の点に留意する。<br>① 入居者家族への連絡をする。<br>③ けが人等いる場合は応急処置後を行い。その後119番通報をする。<br>③ 必要物品の配布を進める（水・毛布・食料等）<br>（考え方）<br>■ 平日の日中等活動時間中（平日）は、勤務先や通所先の指示に従う。休日はひばりの宿の指示による。<br>④ 家庭との連絡が取れない場合は171災害伝言ダイヤルの利用を進める。 | ○ 自宅の被災等で帰宅が困難な場合は職員の指示に従い施設で待機する。<br>○ 建物が被災した場合は 職員の指示に従い区域内の小中学校・市民センターへ避難する。<br>○ 法人内施設へ避難する場合は、その旨連絡する。<br>○ 災害トレアージ 救える命を優先する。 |
| その他    | ① 職員個々の役割は別に定める。<br>② 携帯電話等はすぐに持ち出せるようにしておく。(充電器も用意しておく)。<br>③ 必要物品の収納場所や機器類の操作手順等をまとめておく。<br>④ 緊急連絡網は常に持ち出せるようにしておく。<br>⑤ 不明な点等あれば本部の指示を仰ぐ。 | ① 職員個々の役割は別に定めておく。<br>② 携帯電話等はすぐに持ち出せるようにしておく。(充電器も用意しておく)。<br>③ 緊急連絡網は常に持ち出せるようにしておく。その他薬・必要物品等も同様とする。<br>④ 不明な点等あれば本部の指示を仰ぐ。   |   |

\* 避難順序は 被災等で避難所として機能しない場合に利用する順

## 2 台風・豪雨・降雪・噴火対策

ここでは災害の発生時期や時間等がある程度予測できる場合の対策について、予測に基づく対策とする。

| 項目    | 湘南むぎばたけ職員の行動   | ひばりの宿職員の行動 | 備考   |
|-------|--|------------|--|
| 情報の収集 | TV・ラジオ・ネットのニュースや報道により状況把握を行う。<br><b>【把握すべき情報内容等】</b><br>ア 発生時期・時間・進路・規模等<br>イ 災害規模や被害想定（河川・道路・冠水・倒木等）<br>ウ 居住地域及び施設書架エリアのハザードマップの被害予測の確認（予め把握しておく）<br>エ 利用者家族の安否や被災状況も把握する必要がある。 | 同 左        | ① 台風・豪雨・降雪については、事前の予報を注視する。<br>② 富士山の噴火については、気象庁の発表や報道による。<br>（被害想定）<br>○ 台風等の強風による休業目安 風速20m以上<br>○ 豪雨による休業目安 1時間に30mm超<br>○ 降雪による休業目安 車の走行に支障をきたす量<br>○ 噴火による休業 富士山噴火の兆候<br>○ 停電・断水・倒木・建物の破損等の発生状況<br><br>以上の目安を超える予報や兆候が報道された場合に休業することが考えられる。 |

|            |  |    |  |
|------------|--|----|--|
| 避難準備または対策  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 予め注意報や警報が出された場合で、藤沢市域または周辺地域で災害が発生する恐れがある場合は、施設を休業する。</li> <li>② 施設利用者がいる場合に注意報や警報が出され被害が予想される場合は、各家庭に連絡の上帰宅の送迎体制に入る。</li> <li>③ 連絡が取れない家庭利用者は施設で待機とする。</li> </ul>  |    | <p>運営時間中に予め上記のような予報が発表された場合は、速やかに家庭に連絡後帰宅送迎の体制に入る。</p> <p>ただし噴火等は噴火までに1時間以上の余裕がある場合は、送迎体制に入るものとし、時間に余裕がない場合は、各家庭に連絡の上、施設待機とする。</p>   |
| 噴火時及び噴火後対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① ガソリンは常時半分以下にはしない。</li> <li>② コンタクトレンズは眼球を痛める可能性があるため外す。(噴火時)</li> <li>③ ガラス補強 シールやテープで張り飛散防止をする。</li> <li>④ カーテンを閉める。</li> <li>⑤ 水道水に灰が混じる場合は、コーヒーフィルターを使用し濾過して使用する。(大量に混入した場合は不可)</li> <li>⑥ やむを得ず外出時は高性能マスクや長袖レインコート等を着用する。(肌を出さない)</li> <li>⑦ 電化製品は、ラップやビニールでカバーし火山灰が除去できるまで取らない。</li> <li>⑧ 雨どいは外せる場合は外しておく。(詰まり防止)</li> <li>⑨ 車のフロントガラスは、布などでカバーする。</li> <li>⑩ 車両のフロントに付着した灰はワイパーでとらない。(ガラス面に傷や付着した灰が取れなくなる)</li> <li>⑪ 室内に灰が入らぬよう湿ったタオルをドアの隙間や通気口を塞ぐ。</li> <li>⑫ 常にマスクを着用する(高性能マスクが良い)</li> <li>⑬ 灰を清掃する場合は、少量の水をまき静かに除去する。ホウキ等で掃くと灰が舞うことになる。</li> <li>⑭ 屋根に積もった灰は数センチで雨が降ると重さで倒壊する恐れが出るため濡れる前に除去する必要が出てくる。</li> <li>⑮ 集めた灰は収集袋に入れ後日収集に出す。</li> <li>⑭ 水は貴重になるため使用には注意が必要となる。</li> </ul> | 同左 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 灰が積もっているときは、吸い込むと呼吸器の炎症を招く恐れがあるため注意が必要となる。</li> <li>② 車両を降灰中は運転しない。灰が舞い上がり視界が悪くなったりフィルターが目詰まりしエンストを起こす場合がある。(降灰が始まると車両の運行が困難になり送迎できない事態となる)</li> <li>③ 雨が降ると下水に流れ込み雨水が逆流し溢れたり乾くと固まってしまう。</li> </ul> |

★一時避難(場)所は一時的に非難する周辺の空き地などを指す。一次避難所は、市が指定する学校や公共施設等の避難場所を指す。